

白井市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図書は、白井市役所都建設部道路課において、令和5年3月31日から3週間縦覧に供する。

令和5年3月31日

白井市長 笠井 喜久雄



路 線 名	別図面のとおり
占用を制限する区域	別図面のとおり
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和5年4月1日

道路占用制限路線一覧表

N O.	緊急輸送道路	路線番号	占用制限する区域		距離(km)
			起点	終点	
1	第2次	25-002	復1147 - 1	復1143 - 5	0.1
2	第3次	00-005	平塚2737	平塚2726	0.2
3	〃	00-003	中98 - 9	河原子358-1	0.8
4	〃	00-004	富塚791 - 17	中191 - 3	1.2
5	〃	00-101	中98 - 11	中73 - 1	0.8
6	〃	00-105	河原子368 - 4	平塚2660-3	0.8
7	〃	00-103	河原子359 - 1	平塚2738	1.0
8	〃	00-102	中191 - 1	中148-1	0.7
9	〃	09-009	名内1 - 1	名内342-7	0.3
10	〃	08-009	中98 - 15	中437-7	0.4
11	〃	08-007	中436 - 4	中80-7	0.3
12	〃	08-010	中80 - 9	中98-1	0.2
13	〃	08-011	中98 - 25	中98-60	0.3
14	〃	13-001	平塚2668 - 22	平塚2802-3	0.4
15	〃	13-003	平塚2658 - 1	平塚2688-7	0.3
16	〃	13-007	名内335 - 6	名内330-1	0.2

占用制限路線全体図

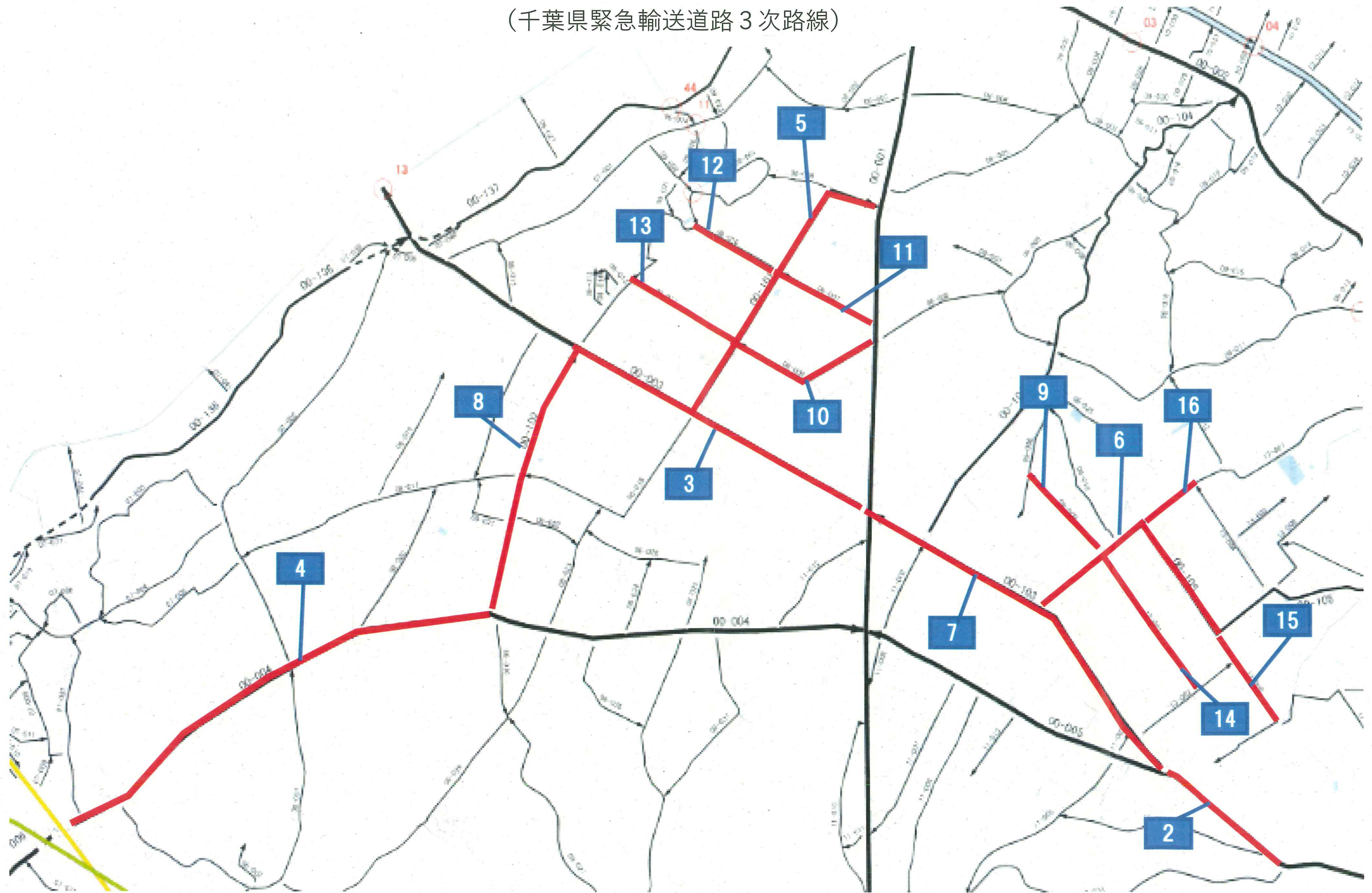


- 【凡例】**
- 千葉県緊急輸送道路2次路線
 - 千葉県緊急輸送道路3次路線

白井市役所

占用制限路線拡大図

(千葉県緊急輸送道路3次路線)



占用制限路線拡大図

(千葉県緊急輸送道路2次路線)

